

重要事項説明書

(訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス)

(2025年10月6日現在)

1. 事業者の概要

事業者(法人)名	特定非営利活動法人サポートめぐみ	法人種別	特定非営利活動法人
代表者	役職名 理事長	氏名	江頭 琢磨
所在地	住所 〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 464-29		
電話番号	TEL 045-383-9899	FAX	045-383-9299
事業内容	訪問介護 横浜市訪問介護相当サービス 横浜市訪問型生活援助サービス		
法人の沿革・特色	平成21年10月に設立。		
法人が所有する併設する事業所と数	居宅介護支援(1471002160) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護(1411000522) / 移動支援(1461000489)		

2. 事業所の概要

事業所の名称	さぼーと めぐみ		
所在地	住所 〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 464-29		
電話番号	TEL 045-383-9899	FAX	045-383-9299
事業所番号	1471002160	指定取得日	平成21年10月1日
管理者名	江頭 琢磨		
事業の目的	事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者が要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することを目的とする。		
運営の方針	指定訪問介護の基本方針として訪問介護員等は要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。		
自己評価の実施状況	年1回実施する		
第三者評価の実施状況	なし		
研修の実施状況	月1回を目標に実施する		

3. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合計員数	資 格 等	業 務 内 容
管理者	1人	/	1人		介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	3人以上 (兼務)		3人以上 (兼務)	介護福祉士 実務者研修	利用調整、技術指導、入浴、排泄、食事等生活全般の援助
訪問介護員	1人以上 (兼務)	15人以上 (兼務)	15人以上 (兼務)	介護福祉士/ 実務者研修 初任者研修 いずれかの修了者	入浴、排泄、食事等生活全般の援助

事務職員	1人以上 (兼務)		1人以上 (兼務)		介護事務・経理他
------	--------------	--	--------------	--	----------

4. 事業の実施地域

実施地域	戸塚区、保土ヶ谷区、南区、泉区、港南区
------	---------------------

※上記地域以外でもサービスを実施する場合があります。

5. 営業日時とサービス提供日時

営業日	月・火・水・木・金	サービス提供日	365日
営業時間	8:30~17:30	サービス提供時間	24時間
年末年始・夏期・ 休日の緊急連絡方法	12/30~1/3、祝日はお休み。 時間外・休日：事務所への連絡不在の場合は転送となる		

6. サービスの内容

(1) 訪問介護計画書に基づき、次のサービスの項目について、訪問介護サービスを実施いたします。

事前チェック ●顔色・発汗の観察記録など 記録など ●環境整備 ●助言相談・話し相手・記録など	
身体介護 排泄介助 ●トイレ介助 ●Pトイレ介助 ●尿器介助 ●パッド交換 ●おむつ交換 ●排尿・排便の回数・性状の観察記録 食事介助 ●全介助 ●一部介助 ●水分補給・量の記録 ●きざみ食・つぶし食 ●食事量・食事内容の観察記録 身なりの ●清拭(全身・部分) ●洗髪 ●爪切り(手・足) 保清・整容 ●全身浴(入浴・シャワー浴) ●部分浴(手足・陰部・臀部) ●洗面 ●口腔ケア ●整容 ●更衣介助 移動 ●体立変換 ●移乗介助 ●移動介助 ●通院・外出介助 起床就寝 ●起床介助 ●就寝介助 服薬 ●服薬介助 ●服薬確認 自立支援 ●ともに行う調理 ●ともに行う家事 ●ともに行う買物 ●入浴・更衣・移動時等の自立への声かけと安全の 見守り ●意欲・関心の引き出し その他 ()	生活援助 清掃 ●居室・寝室・台所・トイレ Pトイレ・浴室・廊下・階段 ●ゴミ出し ●準備・後片付け 洗濯 ●洗濯 ●乾燥(物干し) ●取入れ収納 ●アイロン 寝具の手入れ ●シーツ交換 ●ベッドメイク ●布団干し 衣類 ●衣類の整理 ●被服の補修 調理配下膳 ●一般的な調理 ●配下膳 ●後片付け 買物等 ●日用品等の買物 ●薬の受取り ●通所準備 その他 ()
退室時の確認 ●火元 ●電気 ●水道 ●戸締り等のチェック	

※「生活援助」は身体介護以外の、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助を指しますが、次のような行為は「生活援助」に含まれません。

- ①商品の販売・農作業等の生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

※公共交通機関、一般のタクシーを利用する外出介助については、身体介護の移動介助サービスになります。

※第1号訪問事業のサービスは身体介護・生活援助の区分なしに要支援の程度毎に月単位の定額費用でサービス

を提供いたします。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不相当と認められる事情やその他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合、利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「6. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②備品等の使用

サービス実施のために必要となる備品等及び水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為又は医療補助行為

②利用者もしくはその家族等からの物品等の授受

③利用者の家族等に対するサービスの提供

④飲酒及び喫煙

⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 職員は常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでも、その場でお求め下さい。

8. 利用料金

(1) 訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービスの基本料金

介護保険を利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の1割です。(介護保険負担割合証によって2~3割の場合があります)。

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスは介護保険法に準じて全額自己負担になります。任意契約による訪問介護は、全額自己負担になります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、いったん利用料を全額自己負担しなければなりません。

※朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は25%割り増し、深夜(22:00~6:00)は50%割り増しになります。

※上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。
 ※やむを得ない事情で、二人の訪問介護員でサービスを実施した場合、利用者の同意の上、二人分の料金をいただきます。

※当事業所は、特定事業所加算Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰを加算させていただいております。

(但し、横浜市訪問型生活援助サービスの提供にあたっては、処遇改善加算を算定いたしません。)

(2) ホームヘルプサービス(自費)の利用料

介護保険外のサービスを利用される場合、下記の料金を設定します。(基本時間8:00~18:00)

ホームヘルプサービス+乙の介護保険サービス利用	最初の15分	以降15分毎
<身体サポート>排泄介助・入浴介助・更衣介助など	1500円	1500円
<生活サポート>掃除・洗濯・調理・買物・院内介助など	675円	675円
ホームヘルプサービスのみ利用	最初の30分	以降15分毎
<身体サポート>排泄介助・入浴介助・更衣介助など	3000円	1500円
<生活サポート>掃除・洗濯・調理・買物・院内介助など	1350円	675円

※朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は25%割り増し、深夜(22:00~6:00)は50%割り増しになります。

※土曜、日曜、祝祭日等は、上記利用料の25%増しとします。

(3) その他の費用

●交通費 通常の実施地域以外に訪問介護員が訪問する場合やサービス時に訪問介護員の車両等を使用した場合、交通費の実費(公共交通機関実費、又は1km/100円)をいただきます。

●キャンセル料 介護サービスの利用を中止又は日時を変更する場合、通知の時間により、下記のキャンセル料をいただきます。(要支援の方は除く)

ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合にはいたしません。

サービス利用日の前々日まで	キャンセル料は不要です。
サービス利用日の前日まで	キャンセル料は不要です。
サービス利用日の当日	1,000円

※ご連絡が無く、現地でのキャンセルの場合は別途交通費を頂戴する場合がございます。

9. 利用料金等のお支払い方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて、お渡し致します。毎回のサービス実施記録の利用者控えと照合の上、利用月の翌月26日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

※入金確認後、領収書を発行いたしますので、大切に保管してください。

ア. 事業者指定口座への振り込み イ. 口座引落とし ウ. その他

金融機関	横浜銀行	支店名	戸塚支店
貯金種別	普通	口座番号	2034160
口座名義	特定非営利活動法人サポートめぐみ		

※お支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず10日以内にお支払いいただけないときには、事業者が契約を解約する場合があります。

10. 個人情報の保護について

(1) 事業者及びその従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしま

せん。

(2)事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びご家族の個人情報を用いません。

1.1. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に連絡致します。

●緊急の連絡が必要な場合は、下記の窓口にご連絡ください。

【緊急時の連絡先】 さぼーと めぐみ	所在地 〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 464-29 TEL 045-383-9899 FAX 045-383-9299 受付時間 8:30~17:30 上記時間以外は管理者への転送にて対応いたします。
-----------------------	--

1.2. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡致下さい。

【事業者の窓口】 さぼーと めぐみ	所在地 〒244-0805 横浜市戸塚区川上町 464-29 TEL 045-383-9899 FAX 045-383-9299 受付時間 8:30~17:30 左記時間以外は転送にて対応いたします。
【横浜市の窓口】 横浜市健康福祉局 介護事業指導課高齢施設 はまふくコール	所在地 〒220-0003 横浜市中区港町1-1 TEL 045-263-8084 FAX 045-681-7789 受付時間 9:00~17:00 土日・祝日、年末年始を除く平日
【区役所の窓口】 戸塚区役所 高齢・障害支援課	所在地 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 TEL 045-866-8429 FAX 045-881-1755 受付時間 8:45~17:00 土日・祝日、年末年始を除く平日
保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課	所在地 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9 TEL 045-334-6381 FAX 045-331-6550 受付時間 8:45~17:00 土日・祝日、年末年始を除く平日
泉区役所 高齢・障害支援課	所在地 〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5丁目1番1号 TEL 045-800-2434 FAX 045-800-2513 受付時間 8:45~17:00 土日・祝日、年末年始を除く平日
港南区役所 高齢障害支援課	所在地 〒233-0003 横浜市港南区港南4丁目2番10号 TEL 045-847-8454 FAX 045-845-9809 受付時間 8:45~17:00 土日・祝日、年末年始を除く平日
南区役所 高齢・障害支援課	所在地 〒223-0024 横浜市南区浦舟町2丁目33番地 南区総合庁舎2階 TEL 045-341-1136 FAX 045-341-1144 受付時間 8:45~17:00 土日・祝日、年末年始を除く平日
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団 体連合会	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1 TEL 045-329-3447/0570-022110 受付時間 8:30~17:15 土日・祝日、年末年始を除く平日